

日本語構文と詞辯

石 神 照 雄

キーワード：述体 主語 述語 詞辯 助詞 助動詞

一 はじめに

二 述体と構文形式

三 述体と助詞或いは助動詞という辯

四 主語と助詞

五 おわりに

一 はじめに

述体文を追究するとき、内部構造の原理的な追究と共に、日本語の特質として夙に取り上げられた膠着性、その実質的な形態は伝統的には辯（テニヲハ）と捉えられる。

辯という抽出は、膠着性という日本語の特質を、文の部分毎、即ち構文形式に認めるところから規定された。そのとき多くの辯は、体言を以て成る主語に随伴する助詞、用言を以て成る述語に随伴する助動詞というように、体言、用言が構文形式を担う際の従属的要素と位置づけられる。辯は構文関係に於ける関係性を実質とする。

文とは何か。これは文法論の重要な課題である。直接的には、全体である文と、部分である語の関係を構造として追究するものである。文であるとは文意を以ての云々である。

日本語は文意の決定に辯が大きく関与する。しかしながら、部分としての構文形式とそれを担う語類、この両者の対応関係の追究を優先する文法論の地平にあっては、辯に於ける文意の追究という論点は制約的である。
辯は、外形的には各々の構文形式を為す語類に従属する。しかししながら、辯は、構文形式が相關する全體の形式に関与する。文意の在り方を主要な論点とする文法論を企図するならば、辯の関与は構文形式の部分に留まるものではない。辯は外形的な姿を超えて全体的な構文関係を為している。このことを、文法論は文の構造として問う必要がある。

二 述体と構文形式

日本語構文の根本的なものの一つに述体がある。

花 咲く。

体言 用言
主語—述語

というよう文があるとき、全体としての文に対して、部分を担う体言、用言という二つの語類が、主語、述語という構文形式二項の

いふなり。（同、九一七頁以下）

相関関係を為してある。これは、文の原理を、喚体といつも一つの根本的な文形式と対照関係的に追究した山田孝雄の研究（山田一九〇八、一九三六）を踏襲することから展開されるものである（石神二〇一〇）。

文は総て判断に於いて存在する。山田による以下の文言は、文と判断の関係を論じたものである。「統覚作用」はヴァントの影響により判断を広く捉えたもの、「句」は文の素となる原理的なものを指す。

實に文といふものは、通俗的にいはば

思想が言語によりてあらはされたるをいふ。

と定義すべく、厳密にいへば、

統覚作用によりて統合せられたる思想が、言語といふ形式によりて表現せられたるものをいふ。

と定義すべきなり。（山田一九三六、九〇二頁）

余は句は文の素にして文は句の運用に際しての名称なりとせむとす。（同、九〇四頁）

一の句とは統覚作用の一回の活動によりて組織せられたる思想の言語上の発表をいふ。（同、九一七頁）

吾人がこゝにいふ統覚作用とは、意識の統合作用を汎くさせるものなれば、説明、想像、疑問、命令、禁制、欲求、感動等一切の思想を網羅するものなり。さる意の思想の活動の一回行はれたるもののが、言語によりて発表せられたるものの一の句とは

文とは言語主体の判断を根拠にして有る。このことは広く認められるところである。判断の核となるものは、言語主体による対象の存在承認である。言語主体に於ては、己の精神の在り方が、対象と一致して有ることである。対象を捉えて然りとする事である。

ここに、山田が統覚作用として説くところは、核としての判断、即ち対象の存在承認を始めとしてこれから関連的に広がる精神の働きを含む。しかしながら、感動等として山田が掲げた情意的なものは、核としての判断に随伴して言語主体の精神に生じる働きである。

判断の核、即ち対象の存在承認、その認識が分明ならざる中で、情意が自立して単独で、存在承認の代替として文の根拠を為すなどということはない。

遭遇発見の対象に對して、直ちに情意が生じるのではない。或いは希求の対象として直ちに欲求が生じるのではない。そこには前提として「対象ガアル。」或いは「対象ハアラズ」という判断が生まれている。喚体文を為す呼格の体言は、独立語と称する構文形式である。構文として構造を有する。山田文法の喚体論は、文構造を判断との関係を以て議論しようとする場合、述体の論理を追究することと同等同列に展開されたものとは言えない（石神二〇一〇）。

述体文に於ける判断とは次のように考えられる。

対象としての当該事態（コト）は直接的には此々然々として有る。そのことを、言語主体は、思想の方便として観念的に分離分解する。即ち、実体（モノ）と属性（サマ）と二つの面が相関的に抽出され。これを以て、文に於ける核の判断、即ち事態の存在承認と為すのである。先に掲げた例文は、當の言語主体が、実体の観念、属性

の観念、その各々を、語として概念化し語序を与え、主語—述語の構文形式を担う述体文と為したものである。或る言語表現が述体文であるとする根拠は、当該の文が持つ主語—述語相関の構文形式に、一連の関係が担われてある、そのことである。

文は總て判断に於いて成立する。しかしながら、その際の判断とは、言語主体が具体的な対象と遭遇して、そこで然りと受動的に承認する、そういうものに限らない。我々の精神は、具体を超えて抽象へ現実を超えた想像へ運動する。言語主体にとっては、存在承認の対象とは、個別的具体的なものが、今、此処に有るもの、というだけには限らない。今、此處、個別を原初の核とはするであろうけれども、我々の認識は時空次元を超えて展開する。述体文は文意としてその精神の運動を表す。

三 述体と助詞或いは助動詞という辯

述体文に於いては、主語形式に助詞が関与することで、文意に異なりが生じる。これは、述語を為す品詞如何と関連することであるが、次のような研究がよく知られている。何れも、結果として、文意による文分類の根拠が、助詞の選択に関連することを導く。

述体の下位分類を代表するものを次に掲げる。また、文の分類名稱ではないが、文の判断の質的相違を説く、松下大三郎、森重敏の重要な研究がある（注1）。これも時系列で加える。森重は初出時のものである。また適切な例文を加えた。一部は先に論じたものによる（石神二〇一四）。なお佐久間の「品定め文」は私に漢字表記に変更した。

・ 無題目的断定	—	—	有題目的断定	… 松下（一九一四）
・ 物語り文	—	—	品定め文	… 佐久間（一九四二）
・ 現象文	—	—	判断文	… 三尾（一九四八）
・ 動詞文	—	—	名詞文	… 三上（一九五三）
・ 現実性の判断	—	—	観念性の判断	… 森重（一九六五b）
1 猫が騒ぐ。	—	—	9 猫は騒ぐ。	—
2 猫が騒いだ。	—	—	10 * 猫は騒いだ。	—
3 猫が騒いでいる。	—	—	11 * 猫は騒いでいる。	—
4 猫が騒いでいた。	—	—	12 * 猫は騒いでいた。	—
5 猫が騒がしい。	—	—	13 猫は騒がしい。	—
6 猫が騒がしかつた。	—	—	14 * 猫は騒がしかつた。	—
7 * 猫が愛玩動物である。	15 猫は愛玩動物である。	—	—	—
8 猫が愛玩動物であった。	16 * 猫は愛玩動物であった。	—	—	—
分類名称の種々は各々の着目点による相違である。最も典型的な文（動詞述語文では2、或いは1、3に及ぶ、形容詞述語文では13）を以てすれば、何れの分類も説くところの実質は同じである。分類の実質の中核にあるものは次の点である。				
一つは、助詞ガの文であるか、助詞ハの文であるかである。				
もう一つは、時の規定の指標がある述語形式か、それとも時の規定の指標がない述語形式かである。				
また、述語を満たす語類（品詞）を用いた、動詞文、形容詞文、或いは三上に於ける名詞文、という分類は、典型、代表としては可				

能である。しかしながら、何かの語類であることが文意を支配しているとは言えない。そのことは以下の考察で明らかとなる。

例文は、典型的の文（動詞述語の2、形容詞述語の13）を軸に、助詞の組換え、述語の組換え加工を両者間で行つたものである。その結果、主語と述語の組み合わせに、典型的なもの、周縁的なもの（*）、という様々な文意が生じた。端的に言えば、語の外形的な配列は文意を固定していない、ということである。

次に、典型的の文と助詞の組換えについて考える。

動詞述語の文（1と9）、形容詞述語の文（13と5）を取り上げる。語列の在り方としては単に助詞のハとガの交換である。しかしながら、助詞ハと助詞ガは、文意という点では対照関係的に関与している。両者は各々判断内容の質が相違する。

ここでは、語列に於いて助詞のみを交換するという論述上の都合で、1を掲げたが、捉えようとする文意で明確なものとしては3である。いま、掲げた課題はひとまず休止し、まずは1と3の違いと、両者を相等と見なす所以を説く。

（一）—動詞文に於ける述語形式と辞としての助動詞—

動詞文が持つ構文形式の在り方と文意の関係についてである。それは、述語形式と助動詞の関係である。

さて、1から4の文は何れも動詞述語という姿である。何れも個別の事態が対象として分析されたものである。ただこの中で1は他のものと異なる。他と並べて示せば、その内部構造は、

1或ル場デ（＝或ル時、或ル所、ニ於イテ）或ル—猫が、或ル

様ニ—騒ぐ—。

2アノ場デ（＝アノ時、アノ所、ニ於イテ）アノ—猫が、アノ様ニ—騒ぐ—テイル。

3コノ場デ（＝コノ時、コノ所、ニ於イテ）コノ—猫が、コノ様ニ—騒ぐ—テイル。

4アノ場デ（＝アノ時、アノ所、ニ於イテ）アノ—猫が、アノ様ニ—騒ぐ—テイルータ。

というようにある。それぞれの文が固有の文意を為すのは、言語主体によつて当該事態が分析された結果である。

右は、動詞述語文であることに於いて実現する構文形式の三者（場の補語、主語、述語）の内容が、何れの文にあつても互いに照応関係に有る、ということを表している。その照応関係を規定する根拠は、当該の事態が言語主体によつて判断の対象として分析され存在承認を得たことによる。即ち、述体の原理が貫徹しているからである。

右に見るよう、動詞文234の関係規定は何れも「確定」である。これらは、直接的には、述語形式（動詞—タ、動詞—テイル、動詞—テイル—タ）が招來したものである。言語主体は、述語形式に助動詞等を関与させることによつて、自己の立場を託する。

この種の述体文は、文意として言語主体の自己の立場が伝えられる。それは同時に、事態が発生展開終結する舞台となる場の在り方も伝えられるということである。場の在り方は、場の補語を満たす

個別の記述の場合、または文脈による場合がある。何にしても具体的なものである。具体的であることは、他の構文形式（主語、述語）の内容も同じである。

この種の述体文の構文形式（場の補語、主語、述語）は、それを満たす内容が照応関係に有る。何れの文も、具体的な事態が存在することが文意として組み込まれている。

ところで、言語主体の自己の立場は、直接的には主体が自己的發言を為す現在（今、此處）という場に於いて有るものである。自己の發言が無い所には自己の立場はない。

ここに、言語主体の自己の立場、と称するものを為す内実とは、次のものの関係性である。

まず、言語主体が發言を為す現在という場、即ち發言の現在（今、此處）を挙げることが出来よう。發言の場。

次に、事態が存在する場、即ち事態が發生展開終結する舞台としてのものがある。つまり事態が有る場である。これは客観的な自然の場である。自然の場。

しかしながら、自然の場は、言語に直接現れるのではない。言語は認識の表現である。外界の世界がそのまま表現されるのではない。存在すると認識された事態並びにそれが有る場が表現される。即ち、存在すると判断されたもののみが表現されるのである。

自然の場にある事態、それが然々に有ると、言語主体は認識する。その為に、言語主体自らが執る、立ち位置、立ち方としての場がある。これは、謂わば事態に即する場である。事態に即する為に、言語主体は認識に於いて、対象に対する自己の直接的な対応関係を超える場を設定することがある。つまり事態に即し事態が有ると為す認識の場である。事態に即する場。認識の場。

發言の場、認識の場、この両者が如何なる関係に有るか。その関係性を、言語主体が、發言の場に於いて抽出し表現するものが辞と付ける。言い換えれば、發言の場から、認識の場に向けての関係付けである。事態に即して事態を認識する己を、發言の場に於いて、己が反省する。これを概念化したものが言語主体の立場を担う助動詞である（注2）。

まず、動詞—テイルの述語形式について考える。

3は、所謂眼前事態を直感直叙した文である。言語主体の眼前に展開する事態を、其處にそのまま有ると言語主体が取り上げ、そのままを表現する文である。動詞述語文の代表の一つの姿を示している。

言語主体は、發言の場である發言の現在（今、此處）に於いて、それと、当該事態の場、及びそれに即して認識する場が、一致して重なつてあると認める。その関係性を「コ」であると把握する。つまり、直感直叙の述体文では構文形式の三者（場の補語、主語、述語）が「コ」という照応関係で規定されている。

事態のコノ時とは發言を為す現在の今であり、事態のコノ所とは發言を為す現在の此處である。直感直叙の文というものは、その發言の現在（今、此處）が、言語主体の自己の立場である。直感直叙で文を為すとは、当該の事態が有る場、事態に即して事態が有ると認識する場、發言の場、三者の同一性を表明することである。その同一性が「コ」である。

動詞—テイルの述語形式が、当該の事態に「コ」の関係規定を招來したのである。テイルは、それ自身が補助動詞として表すものは、立ち位置というよりは、事態に対する立ち方として展開的なものである。属性の側面をあらわすものであるが結果として、立ち位置を

担う役を負い、助動詞相当として、主体の立場が発言の現在にあることの指標となる。

言語主体の立場を担つてゐる動詞一タ（動詞一テイル一タ）の述語形式は、当該事態に「コ」ではない他の関係規定を招來する。それを「コ」ではない関係として「ア」とした。構文形式三者（場の補語、主語、述語）の関係規定「ア」は、当該事態の場、及びそれを認識する場が、言語主体の発言の現在（今、此処）に重なるものではない。それは、事態を認識する場と発言の場とは隔てがあるものであるが、同じ次元での延長性ということを示唆する。

ところで、直感直叙ではない文としては、構文形式の照応関係を指示する関係性が「コ」と「ア」の関係とは違うものがある。「コ」と「ソ」の関係と捉えるべきものが予想される。両者は関係の構造が異なる。これについては、いまは述べない。

次に、動詞一の述語形式に就いて考える。

1も、構文形式の関係規定が担われてゐる。しかしながら、その関係の実質は「不定」である。当該の文が「確定」として文意を実現する為には必要に応じて文脈に依存する、というものである。

ところで、述語形式を文として実現する助動詞（その相当、それには助動詞零を含む）という範疇的語群がある。その中で、動詞一の、動詞一タ、この二つは対照関係的に有る。これを用いて時の表現を枠付けるとき、現代日本語は、動詞一タが所謂過去を指示し、動詞一のが現在或いは「不定」の時、その派生としての未来を指示する。

1は、関係規定が「不定」の文であった。だが文脈を設定すれば関係規定が「確定」となる。「不定」ではなく「確定」であるとして「コ」の関係規定を読込むとき、一つの結論として、事態が個別

具体的なものとして発言の現在（今、此処）に有るとすることが出来る。

1 a コノ場デ（＝コノ時、コノ所、ニ於イテ）コノ一猫が、コノ様ニ一騒ぐ一。

1 b 発言の現在デ（＝今、此処、ニ於イテ）コノ一猫が、コノ様ニ一騒ぐ一。

右は、動詞文が構文形式の三者（場の補語、主語、述語）として持つ、その内容が、何れも互いに照応関係に有る、ということを表している。当該文が文意を為すのは、言語主体によつて当の事態が分析された結果である。その関係規定の根拠は、当の事態が言語主体によつて判断の対象として分析され存在承認を得たことによる。即ち、述体の原理が貫徹してゐるからである。

物語り文は、時の表現の枠付け関係を持つ。それは、事態の生成発展終結する場の一部を成すものである。物語り文では、構文形式の三者（場の補語、主語、述語）は確定している。述語形式に助動詞等を関与させることによつて、言語主体は自己の立場を託す。助動詞は言語主体の自己の立場の表現である。

ここでは、主語助動詞と述語用言とを対応させて説くという論述の都合から、1の文を以上のように処理した。即ち、1は文脈に於いて文意が確定する文であるとして、「或ル」→「コ」を採用した。1の事態は発言の現在（今、此処）に有る個別具体であり、文1は現在を含意する文である。

(二) — 動詞文に於ける述語形式と辞としての助動詞 — に関しては以上である。次に、再び同一語列と助詞の組換えの問題に戻つて考察する。

最初に、動詞述語の文と助詞ハガの組換えについて考える。

1は、動詞文の典型である。構文形式の三者（場の補語、主語、述語）が「コ」の関係規定で確定している。個別具体的の文意である。一方、9は助詞ガから助詞ハへ転換したことにより、姿は動詞述語であるが、主語が助詞ハであることを以て、文意としては個別的具体的であることを放棄している。ここでは、当該事態が有る場の時所的限定（コノ場デ=コノ時、コノ所、ニ於イテ）だけでなく、場そのものが解除されている。場の関係規定を離れたものとなる。ここでの限定の解除は事態の恒常的な在り方を示唆する。「コノ場」から「常ノ場」即ち「常ニ」への移行である。

したがつて、当の述語動詞は「常ノ場」「常ニ」即ち普遍としての場にあるという関係をとる。それは同時に、述語動詞、主語名詞が担う内容が普遍である、ということを獲得する。即ち、当該事態が常の場に有る常なる事態という在り方とは、普遍的な性質ということである。動詞述語文の9は、形容詞述語文の13が担う普遍性に相当する。この文意は品定め文である。

9 常ノ場デ（=何レノ時、何レノ所、ニモ関セズ）猫ナルモノ
は、騒ぐ—（モノデアル）。

9 a 「猫ナルモノ」は、「常ニ」「騒ぐシザマ」ガアル。

9 b 「猫ナルモノ」は、「常ナル騒ぐシザマ」デアル。

次に、形容詞述語の文の助詞の組換えについて考える。
13は、典型的形容詞文である。13では、主語は概念としての猫であり、述語も概念としての騒がしいということであった。

5は、13の助詞ハを助詞ガに転換した形容詞が述語の文である。だが、13に有るような猫の性質を一般的に述べたという文意は消失する。5が表す事態は今此處でのことを意味する時所的限定を持つている。5では主語と述語は共に個別的具体的な内容のものである。5の事態は、発言の現在（今、此處）に實際にある一つの具体である。謂わば眼前に展開する状況からコレコレガアルと抽出したものである。

形容詞述語文5は、動詞述語文3に相当する。或いは文脈を加えた動詞述語文1である。5の文意は物語り文である。また、形容詞述語文の6も、動詞述語文の2乃至4に相当する物語り文である。

5 眼前デ（=イマ、ココ、ニ於イテ）コノ—猫が、コノ様ニ—騒がしい—。 (発言の現在)

6 アノ場デ（=アノ時、アノ所、ニ於イテ）アノ—猫が、アノ様ニ—騒がしい—アル—タ。

述体に施された下位分類は二つである。ここに明らかとなつた文意の相違とは、個別具体か、一般抽象か、という判断の質的な相違である。それは認識水準の違いである。

個別具体的の認識を表現するものが、佐久間が「物語り文」とする側であり、一般抽象の認識を表現するものが佐久間の「品定め文」である。述体文の研究に於いて、語の類別、即ち品詞を以て為す述

語からの形式的な分類名称、即ち三上が説く「動詞文」「名詞文」は、判断に基づく研究には直ちには繋がらない。主語形式を文として実現する助詞（その相当、それには助詞零を含む）という範疇的語群がある。その中で、助詞ハ、助詞ガは、対照関係的に有る。これを用いて判断の質の表現を枠付けるとき、現代日本語では、助詞ガが個別的具体的な判断、助詞ハが一般的抽象的な判断というように、文意の取り分けに関与する。

四 主語と助詞

先の文例の一覧で、品定め文側にある*印のもの（10 11 12 14）は、形式的な語列は典型品定め文（13）と同じ助詞ハの文である。しかしながら、*印の助詞ハは、典型的の助詞ハが担う性質、即ち当該事態が一般抽象の関係に有ると判断する、という指標ではない。*印のハ用言文は、物語り文（123456）の助詞ガが担つてゐる個別具体的の関係に文意としては連なる。これらは、表現全体に於ける使用の在り方と文意を推し量るとき、物語り文の側に位置することが判明する。何故それが助詞ガではなく、助詞ハとしてあるのか。その所以を追究する。既に検討したところによれば、物語り文には、動詞述語のもの（1234）と、これに準じる形容詞述語のもの（56）がある。一般に、ガ用言文は物語り文である。物語の開始時に、

昔々、或る所に、「人物」が、有りました。

〔既定の場〕二、「人物」ガ、—有ル（まし）—タ。

3 猫が騒いでいる。
11 * 猫は騒いでいる。

- 2 猫が騒いだ。
- 10 * 猫は騒いだ。
- 10 (ソノ場デ) ソノ—猫は、ソノ様ニ—騒ぐ—タ。

という文がある。物語り文は、「物語られる場面」(語りをする言語主体が、物語る事態がそこに有ると認識する場)に、「人物」が初めて登場するに因んでの命名である。(佐久間一九四一)。

物語り文は、何れの文の事態も、言語主体にとって遭遇発見の現在及び過去に於ける対象としてのものである。これらの文は、当該事態が有る場として言語主体が認識する場に、謂わば初出である。

これに対して、*印の用言述語文のハ主語は、物語の一般的な語り口では、物語の冒頭ではなく、物語の展開を為す第二文以降に出現在する。場面が転換する場合には、その最初でガ主語の物語り文が出現することがあるものの、物語は一般にハ主語の物語り文で展開されている。但し、語りの手法ということで、第一文からハ動詞文といふものはある。なお、ここでのことは従属句となるものに関してのことではない。

物語り文という文意を、構文形式の主語に探るとき、助詞ガの主語、助詞ハの主語、二つの在り方が並存するということである。物語り文である、そのことに拠つて、ガ主語文もハ主語文も各々の構文形式(場の補語、主語、述語)の内容は確定している。先の検討で、ガ主語の物語り文は、「コ」「ア」であった。いま、*印のハ主語文に想定できる関係規定を与える。

11 (ソノ場デ) ソノ—猫は、ソノ様ニ—騒ぐ—テイル。

4 猫が騒いでいた。

12 *猫は騒いでいた。

12 (ソノ場デ) ソノ—猫は、ソノ様ニ—騒ぐ—テイル—タ。

6 猫が騒がしかつた。

14 *猫は騒がしかつた。

14 (ソノ場デ) ソノ—猫は、ソノ様ニ—騒がしい—アル—タ。

何れの*印のハ主語文も、当の構文形式の三者（場の補語、主語、述語）の内容を、謂わば「ソ」と表示できるような照応関係に規定している。「ソ」としてある内容は、各個に文脈から具体的に抽出することが出来る。

ところで、物語の文章に見られることであるが、*印の助詞ハの文が表現する事態は、物語られる場面に既に一旦登場している人物の事態である。このこと以外に、この種のハ用言文が担う文意は、ガ用言文が物語り文として持つ文意と何ら異なるところはない。

助詞ハの用言文が、構文形式に「ソ」という規定性を与える理由は、主語の取り扱いにあると考えられる。物語の初発に助詞ガの動詞文が掲げられ、続いて助詞ハの用言文が出現する。この連文関係に助詞ハの理由があると考えられる。

この種の文では、主語は既に規定された既定の場にある。主語はその関係性を担い、謂わば「ソノ」の「ソ」と表示できるような特殊な関係性を有する。言語主体はこの関係性を踏まえ、物語の連文としてある第二文以降に、単なる事態分析ではなく、当該の関係性

を有するものであることを、助詞ハを以て表す。或いは、助詞ハによって、「ソ」と表示できるような特殊な関係設定の作用を表す。

〔既定の場〕ニ「人物」ガアル。（人物登場の文）

〔既定の場〕ニアル「人物」（関係性を限定付与した人物）

「ソ」ノ「人物」ガ → 「人物」ハ

ここでの助詞ハは、謂わば構文形式の内容を、助詞ガの構文が持つ「コ」の関係から、「ソ」の関係へと転換する役割を担つてゐる、と考えられる。即ち、助詞ハは「ソ」と照応関係にある。

るように、ある種のハ用言文は、実質は物語り文である。個別であり、具体である事態を対象としている。個別具体的の事態ということではなく、一般的な性質や論理を対象とする品定め文としてあるものではない。

三上章は、ここで助詞ハを「代行」「兼務」の概念で、事態分析に於ける格関係と構文現象の関係として議論した（三上一九六〇）。それは直ちに日本語文の構造として、題目を掲げこれに対する解答という、所謂題一述関係の文を説くことに進展させた。

それは、遡れば、先に掲げた佐久間（一九四一）三尾砂（一九四八）を介して導かれたものである。その原形としては、松下大三郎の「題目格」「題目語」の概念に連なるものである（松下一九一四）。これまでここに、判断的質的相違として考察した助詞ハ及び助詞ガは、松下が掲げる「既定不可変」「未定可変」の觀念に連なるものである。しかしながら、それは直ちに題一述関係という構文構造の問題には結びつかない、と考えられる。

物語に於けるハ主語物語り文は、現象描写文の物語的な特殊な在

り方、として分析することが必要である。物語に登場する助詞ハの連文関係は、總て題ー述関係で問うことは出来ない。

日本語に於いて、助詞ハを課題として追究するとき、これを題ー述関係にだけ収斂することは、文法研究としては平衡を欠くものである。

以上のことから構文形式主語の助詞について次のことが言える。

主語の助詞ガは、物語り文（1 2 3 4 5 6）を為すものである。

これに対して、主語の助詞ハには、その働きとして二種類を見出すことになる。一つは典型的の品定め文（13 9）に有る助詞ハである。もう一つは特殊な物語り文（10 11 12 14）に有る助詞ハである。（注3）。

以上のことと総合して述べるならば、次のように言えよう。

構文形式主語に關与する助詞は、文の判断の質に關与するものである。

佐久間は、述体文を「言い立て文」（表記は私に漢字を使用）と総称して、下位分類を行つた。ここに、佐久間の「物語り文」「品定め文」の名称を代表とするならば、主語助詞の選択と述語用言の選択を以て実現する述体文の類別、その典型は、次の如き文言で特徴付けることが出来る。

物語り文

- ・個別具体的の事態の動的展開を述べる
- ・物語る 描写する
- ・現実性の判断
- ・主語 個別の場合、体言+助詞ガ
- ・特殊の場合、体言+助詞ハ

・述語 動詞の場合、動詞ーφ 動詞ーテイル 上記—タ

形容詞の場合、形容詞ーφ 形容詞（アル）ータ

・補語 事態が発展開終結する舞台となる「場」の在り方が、

事態に対峙する言語主体の現実的立場と關係的に表される場合、時所的限定の語句ー（デ乃至ニ）

文脈を以て含意される場合、語句は無し

品定め文

- ・一般的抽象的な事物の性質状態、或いは論理関係を述べる
- ・品評する 断定する 説明する
- ・観念性的判断
- ・主語 体言+助詞ハ
- ・述語 動詞の場合、動詞ーφ
- ・形容詞の場合、形容詞ーφ

なお、物語り文については、これが「主觀の容喙を許さない」即ち主觀的なものを排除する、ということを以てその特徴を説くことがある（三尾一九四八）。しかしながら、これは物語り冒頭の文、或いは同等の表現環境でのものに限定して分類を施したものである。既に述べたように、物語が展開する文では、現象描写の文ではあるが、助詞ハであった。同一の場に於ける展開という特殊な關係性を、言語主体が主觀的に現実性の判断に組み込むことで、実現したものである。佐久間の分類では含まれていないが、特殊な關係設定を担う場合の物語り文である。物語り文で、主語形式が助詞ハをして有るもの、として右に加えた。

なお、助詞ハの文に右のような主觀性が有ることを以て、森重は

次のように説く。

助詞ハの判断は、観念性の判断としてだけでなく、現実性の判断でもある（森重一九七一）。

森重は、物語り文で、助詞ハのものがあるとしているのである。また、体言が述語となるものについては、一般的に名詞デアルを以て述語を為すものとし、用言（形容詞）相当として扱う方式がある。例えば、三上（三上一九五三）尾上（尾上二〇〇六）等である。これに従うとすると、体言述語文の典型は15であるが、文意の上で8は6に相当し、16は14に相当する。典型的な名詞述語文15は、形容詞述語文13の在り方に相当する。但し名詞述語文7は特殊である。これは、

猫が愛玩動物である。

猫が（太郎の）愛玩動物である。（転移指定文）

（太郎の）愛玩動物は猫である。（指定文）

というように指定文の転移によるもの、と予想させる。形容詞述語文での在り方と名詞述語文の在り方とは直ちには重ならない。事情が違う。体言述語文は、用言述語文と総てが並行的にあるのではない（石神二〇一三）。

助詞の関与が文意に關係する、という追究の要点は、以上のようなものである。

用言述語文に於いて主語という形式が構文上有る場合、助詞ガと助詞ハは、主語形式を文として実現する助詞（その相当、それに助詞零を含む）という範疇的語群の中で、言語主体による選択的なものとしてある。群からの選択性、それ自体、主体的なものの表

現である。

助詞ガについて、その内実はと問えば、格関係の主格という客観的な面がある。このように、所謂格助詞に意味の客観面を詞性として掲げ、このことを以て關係の表現は客観的、客体的な表現である、と見なすことがある。しかしながら、これは妥当ではない。

主語形式の助詞という辞は、対照関係的に群を為している。その对照関係にあること 자체が助詞が具有する内属性である。助詞という辞は、此處でのことに限定してみても、主語形式を為すために固有の客観的な關係のみを表現するものではない。

今、此處で問題としている主語形式に限定するとしても、助詞は群を為して有ることが語類として存在する前提条件である。我々は、構文形式を実現する文構造を為すため、群から助詞を選択的に抽出し投入する。文意の決定はそのことを以て行われる。即ち、辞を以て主体的表現（時枝一九四一、一九五〇）を為す。

文意の決定に關与する助詞という辞は、主体的表現である。

五 おわりに

主語形式に關与する辞として助詞が及ぼす文意の異なりは、判断の質であつた。また、述語形式に關与する辞の助動詞についても、時の表現に關して述べた。それは、言語主体の自己の立場を問題にしたものであつた。

構文形式（場の補語、主語、述語）を満たすものが照應關係を取ることを以て、時の表現の現在と過去とを「コーア」の關係とした。これは、発言の場（発言の現在である今、此処）から認識の場（事態に即して事態が有ると為す認識の場）に向けての關係付けを、山

田が説く「回想作用」とし、その関係性を時の助動詞の内実と見なしたことによる。

認識の場と発言の場とは、一致している場合がある。直感直叙の文である。それを「コ」の関係とした。文の対象として、事態を二項の観念に分析し、主語—述語相関の構文形式に裏打ちされた語序を組み上げることである。此處では、認識の場が発言の場に重なっている。述体の基本的な文は、直感直叙の文である。現在を表す。これに対して、「ア」の関係設定を導く認識の場を要する精神の作用が「回想作用」ということである。発言の現在から隔てがあるとする位置に、事態に即して事態が有ると認識する場、即ち認識の場を関係設定する精神の作用、それが「回想作用」である。言語主体の精神は、「コ」の位置から「ア」の位置まで邇行するということになるとになる。それは、主体にとつては現実的なものの追求である。

また、「コーソ」の関係とすべきものは、「設想作用」である。「コーア」の関係が同次元的であるのに対し、これは異次元的である。事態に即して事態が有ると認識する場は、発言の場との現実的な繋がりはない。設想によると思われるものは、否定、推量の助動詞である。このとき、言語主体が認識の場として設定するものは、現実現在とは懸け離れた非現実にある。

回想も設想も、発言の現在から隔てのある位置へ向けて、言語主体は認識する場を設ける。しかしながら、即して事態が有るとする認識の場の在り方は異なる。

回想では、嘗て有った現実的な時の位置に認識の場を設ける。その認識の場は、当該事態とそれがある自然の場に即する。当該事態は現実の裏付けを持っている。「コーア」の関係は現実内の隔てである。

設想では、非現実的に認識の場が設けられる。当該事態となるものは、現実ではない。言語主体が、己がいる現実現在とは違う次元に想定したものである。「コーソ」の関係は現実と非現実との関係を意味する。

述体の基本である直感直叙の文は、発言の現在に於いて、現実の現在を表す。

嘗て筆者は、推量の認識とその構文構造について議論したことがある（石神一九九三）。山田が説く、二つの精神作用と関係の組立の異なりに關しては留意していなかった。いまは、

回想は、時の表現に於ける「コーア」の関係

設想は、推量、否定の表現に於ける「コーソ」の関係と、いう関係の枠組で、辞としての助動詞を捉えるということが念頭にある。

〈注〉

注1 他に、論理学に於けるものとして、例えば速水光『論理学』（速水一九一六）がある。ここには「物語判断」（シーザーがルビコン河を渡れり。）「記述的判断」（此の机は長し。）「説明的判断」（カントは哲学者なり。）の三種類が掲げられている（石神二〇一四）。

注2 ここに記した「反省」は長船省吾（一九五七）に拠る。長船は、直接にはダロウが辞であるとの論理を追究したのである。自身の心的作用に反省を加え概念化する、という第二次の対象化を説くことで、辞があることの原理を追究した。

長船は、時枝の辞の根本を、客体との単なる対比に陥ることのないよう、認識構造との関係で解き明かした。時枝の詞辯論へ向ける批判は、時枝自身が、長船のこの論理を十全に了解しなかつた。

たことに通じるのではないか（時枝一九五七）。時枝の詞辭論を批判するには、長船の論理と向き合わないねばならない。

金田一（金田一九五三a, b）の説くところは、主体的表現の辭ではなく、接尾辭とするものである。辭であるものを、実質化によつて詞とすることを先取りし、辭としてあることを認めないとする論理展開である。これに対しては、論点の飛躍が既に指摘されている（時枝一九五三）。それにも関わらず、述語形式とそれを担う語類の内部構成の追究という論点の構成は、文法論の課題設定として偏りが大きい。

長船の辭の論理は、山田文法（山田一九〇八）が統覚の運用を助くる複語尾を説く際の「動作式の時」ではなく「思想式の時」を解き明かした論理を源流とする。山田は、

「**き**」は從來過去をあらはすものと称せられたり。然れども、これは過去をあらはすといふよりも、過去時にありし出来事を心内に回想したるその回想作用を言語にて発表したるものなり。（山田一九〇八、四〇九頁）

と説く。辭という主体的表現であることの論理を述べている。

それは、事態に即して事態を認識する己とそれを為す場という関係、もう一つ、發言を為す己とそれを為す場という関係、即ち言語に於いては、認識することに於ける己と場、それを反省し表現化することに於ける己と場、という二重の関係を捉えることに至る、と考えられる。

注3 時枝誠記は、助詞ハに対する「格を表す助詞」「限定を表す助詞」として二つの種類を掲げている（時枝一九五〇）。そして「限定を表す助詞」の「は」と相違して、他と区別する意味はない。（時枝一九五〇、一二二〇頁）

と注を加えている。名詞述語の品定め文を説いているのである。

また、限定を表す助詞「甲は勉強をしている。」を示す。時枝は、右例の限定を表す助詞「が、も、でも、は、だけ、ばかり、まで」を用いた例文に続けて、

右の表現における助詞には、話手の甲に対する期待、評価、満足等が表現されてゐることが分る。（同、二二二二頁）

と説く。甲に対して当該の文が各々特殊な関係を組み込んであるとの認識を示したものである。

時枝が助詞ハを二つに分類して説くところは、特殊な判断の助詞ハの物語り文、一般抽象の判断の助詞ハの品定め文、を導いたものである。

〈参考文献〉

- 石神照雄（一九八九）「ハとガ—主題と主語」北原保雄編『日本語の法文体（上）』（講座日本語と日本語教育4）明治書院
 一九九三、一七四集
 （一九九三）「推量の認識と構文」『国語学』
 二〇〇二、「文の論理と語の類別」佐藤喜代治編『国語論究第一〇集現代日本語の文法研究』明治書院
 二〇〇五、「文の論理と体言文」佐藤喜代治博士追悼論集刊行会編『日本語学の蓄積と展望』明治書院
 二〇〇七、「体言文の構造」安達隆一先生古稀記念論文集』同刊行委員会版
 二〇一〇、「山田文法の文の論理と述体、喚体」齊藤倫明 大木一夫編『山田文法の現代的意義』ひつじ書房
 二〇一二、「述体文の種類と助詞」『信州大学人文科学論集』四五号
 二〇一一、「述体に於ける動詞文と形容詞文」『信州大学人文

- 科学論集』四六号
〃 (二〇一三) 「述体に於ける名詞文」『信州大学人文科学論集』
四七号
- 〃 (二〇一四) 「述体構文と分類」『信州大学人文科学論集』一号
(通卷四八号)
- 長船省吾 (一九五七) 「詞と辞とを區別する規準について」『国語学』二
九集
- 〃 (一九八九) 「死者を生き返らせる者」(丸善岡山支店出版サ
ビスセンター)
- 大木一夫 (二〇一二) 「不変化助動詞の本質、続貂」『国語国文』八一卷
9号
- 尾上圭介 (二〇〇六) 「存在承認と希求—主語述語発生の原理」『国語
と国文学』八三卷一〇号
- 〃 (二〇一二) 「不変化助動詞とは何か」『国語と国文学』八九卷
三号
- 川端善明 (一九五八) 「形容詞文」『国語・国文』二七卷一二号
〃 (二〇〇四) 「文法と意味」尾上圭介編『文法II』(朝倉日本語
講座6)
- 北原保雄 (一九八二) 「日本語の文法」(日本語の世界6) 中央公論社
金田一春彦 (一九五三)a 「不変化助動詞の本質 (上下)」『国語国文』二
一卷23号
- 〃 (一九五三)b 「不変化助動詞の本質 再論」『国語国文』二
一卷9号
- 佐久間鼎 (一九四〇) 「現代日本語法の研究」厚生閣
〃 (一九四二) 「日本語の特質」育英書院
- 重見一行 (一九九九) 「助動詞の構文機能研究」和泉書院
- 時枝誠記 (一九四二) 「国語原論」岩波書店
〃 (一九五〇) 「日本文法 口語篇」岩波書店
- 野村剛史 (一九九二) 「助動詞とは何か」『国語学』一六五集
(二〇〇三) 「モダリティ形式の分類」『国語学』五四卷一号
- 速水 洋 (一九一六) 「論理学」岩波書店 (二五版一九二〇)
- 松下大三郎 (一九二四) 「標準日本文法」紀元社
(一九二八) 「改撰標準日本文法」紀元社
- 三上 章 (一九五三) 「現代語法序説」刀江書院 (一九七二、くろしお出
版)
- 森重 敏 (一九六〇) 「象は鼻が長い」くろしお出版
(一九六五a) 「日本文法通論」風間書房
- 〃 (一九六五b) 「述語と独立語」『口語文法講座2 各論研究編』
明治書院 森重 (一九七一) 所収
- 山口 光 (一〇七五) 「二体言文の論理的意味」『国語研究』(國學院大
學 三八号)
(一九七二) 「日本文法の諸問題」笠間書院
- 山田孝雄 (一九〇八) 「日本文法論」宝文館
(一九三六) 「日本文法学概論」宝文館
(一九〇二) 「還元文法構文論」けいめい出版 (くろしお出版)
- 渡辺 実 (一九七二) 「国語構文論」塙書房
(二〇一四年十月三十一日受理、十二月三日掲載承認)
- (一九五三) 「金田一春彦氏の「不変化助動詞の本質」を読む
で」『国語国文』一二卷9号
- (一九五七) 「長船省吾氏の詞と辞の区別に関する論文を読む」
『国語学』三〇集
- (一九九二) 「助動詞とは何か」『国語学』一六五集
(二五版一九二〇)